

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（226）」
2. 日時：平成29年7月21日 13時30分～19時15分
3. 場所：原子力規制庁 18階耐震会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、伊藤安全審査官、角谷安全審査官、近田安全審査官、正岡安全審査官、皆川安全審査官、高嶋原子力規制専門員

（シビアアクシデント研究部門）

舟山統括秘術研究調査官、小城技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員 発電管理室室長（許認可担当）

他12名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 運営グループ 副長

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 機械保修課 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当（原子力設備）

電源開発株式会社：設備技術室 機械設備技術タスク 担当

5. 要旨

(1) 日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所 重大事故等対処設備について』における、設置許可基準規則等への適合性のうち「フィルタベント」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 隔離弁の配置図において、フレキシブルシャフトの配置図を図示するとともに、想定される環境条件に対して、耐性があるとする考え方を整理して提示すること。
- 隔離弁の遠隔操作機構に関する信頼性の算定について、資料としての位置づけを整理して提示すること。
- 中・低揮発性核種の放出割合について、整理して提示すること。
- 被ばく評価における各核種グループの放出割合の補正方法の妥当性を整理して提示すること。
- 被ばく評価における格納容器のDF（除染係数）について、ドライウェルベント時にDF10を適用する根拠を整理して提示すること。
- スクラビング水の粘性率の変化図において、25度のデータを適用する根拠を

整理して提示すること。

- 実際の運用として、格納容器スプレイの間欠運転を実施しないとする場合は、有効性評価の条件設定の妥当性を整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・ 東海第二発電所 格納容器圧力逃し装置について 審査会合における指摘事項の回答